

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 福祉部障がい福祉課

番号 6

許認可等の内容		特例介護給付費及び特例訓練等給付費の支給
根拠法令及び条項		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第 30 条第 1 項
審 査 基 準	関係条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 施行規則第 31 条 1 項から 3 項、第 32 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 施行令第 18 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律施行細則第 10 条
	基準 (未設定の場合は その理由)	支給決定については、次の基準により行う。 ・介護給付費等に係る支給決定事務等について (事務処理要領)
	参考事項	
	設定等年月日	平成 25 年 4 月 1 日設定 (年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間 (未設定の場合は その理由)	総日数 30 日 (休日は含まない。)
	設定等年月日	平成 25 年 4 月 1 日設定 (年 月 日最終変更)